

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008那第15号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年8月12日 08時45分ごろ	
発生場所	沖縄県宮古島市長山港東方海域 長山水路第8号灯標から真方位215°740m付近 (概位 北緯24°47.5′ 東経125°13.6′)	
事故等調査の経過	平成20年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 ^{まえはま}前浜、4.9トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 ON3-140023（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船底外板に擦過傷及び推進器翼に曲損</p>	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗船し、船首約0.5m、船尾約1.1mの喫水で、伊良部島北方の浮き魚礁に向け、手動操舵により航行中、平成20年8月12日08時45分ごろ、長山港東方の洗岩に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 3、視界 良好 海象：うねり あり、波高 約2m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、浮き魚礁に向けて手動操舵により航行中、船位の確認を適切に行わなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が長山港東方沖を浮き魚礁に向けて手動操舵により航行中、船位の確認を適切に行わなかったため、洗岩に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	